

平成24年9月  
大竹市議会定例会（第3回）議事日程

平成24年9月14日10時開会

| 日 程 | 議案番号       | 件 名   | 付 記               |
|-----|------------|---|-------------------|
| 第 1 | 議案第47号     | 大竹市防災会議条例及び大竹市災害対策本部条例の一部改正について                                     | (原案可決)<br>総務文教    |
| 第 2 | 議案第50号     | 大竹市立学校設置条例の一部改正について   | (原案可決)            |
| 第 3 | 議案第52号     | 大竹市火災予防条例の一部改正について  | (原案可決)            |
| 第 4 | 議案第56号     | 平成24年度大竹市一般会計補正予算（第2号）  | (原案可決)            |
| 第 5 | 認 第 3号     | 平成23年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について   | (認 定)             |
| 第 6 | 議案第48号     | 大竹市小型合併処理浄化槽設置資金貸付条例の一部改正について                                       | (原案可決)            |
| 第 7 | 議案第49号     | 大竹市営住宅管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について                                | (原案可決)            |
| 第 8 | 議案第51号     | 大竹市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正について  | (原案可決)<br>生活環境    |
| 第 9 | 議案第53号     | 大竹市営住宅等の指定管理者の指定について  | (原案可決)            |
| 第10 | 議案第54号     | 平成23年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について                                    | (原案可決及び認定)        |
| 第11 | 議案第55号     | 平成23年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について                                 | (原案可決及び認定)        |
| 第12 | 議案第57号     | 平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  | (原案可決)            |
| 第13 | 議案第58号     | 平成24年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）  | (原案可決)            |
| 第14 | 平成24年請願第1号 | B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出を求める請願                                      | (採 択)             |
| 第15 | 平成24年陳情第2号 | 地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情 | (継続審査)<br>生活環境    |
| 第16 | 平成24年陳情第3号 | 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に関する意見書の提出を求める陳情                      | (継続審査)            |
| 第17 | 平成24年陳情第1号 | 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情  | (継続審査)<br>まちづくり対策 |
| 第18 | 認 第 4号     | 平成23年度大竹市一般会計決算   |                   |

十

|     |        |                                    |                         |
|-----|--------|------------------------------------|-------------------------|
| 第19 | 認 第 5号 | 平成23年度大竹市国民健康保険特別会計決算              | 決算特別委<br>設置・付託<br>(一 括) |
| 第20 | 認 第 6号 | 平成23年度大竹市漁業集落排水特別会計決算              |                         |
| 第21 | 認 第 7号 | 平成23年度大竹市農業集落排水特別会計決算              |                         |
| 第22 | 認 第 8号 | 平成23年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計決算        |                         |
| 第23 | 認 第 9号 | 平成23年度大竹市土地造成特別会計決算                |                         |
| 第24 | 認 第10号 | 平成23年度大竹市介護保険特別会計決算                |                         |
| 第25 | 認 第11号 | 平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算             | (報 告)                   |
| 第26 | 報告第12号 | 平成23年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |                         |
| 第27 |        | 常任委員会の閉会中の継続審査について                 | (即 決)                   |

#### ○会議に付した事件

- 日程第 1 議案第47号から日程第 4 議案第56号 (報告・表決)
- 日程第 5 認 第 3号から日程第13 議案第58号 (報告・表決)
- 日程第14 平成24年請願第1号から日程第16 平成24年陳情第3号 (報告・表決・継続)
- 追加日程第1 意見書案第1号 (説明・表決)
- 日程第17 平成24年陳情第1号 (報告・継続)
- 日程第18 認 第 4号から日程第25 認 第11号 (説明・付託)
- 日程第26 報告第12号 (報告)
- 日程第27 (表決)

#### ○出席議員 (16人)

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 西川健三 | 2番  | 大井 涉  |
| 3番  | 網谷芳孝 | 4番  | 藤井 馨  |
| 5番  | 乃美晴一 | 6番  | 児玉朋也  |
| 7番  | 北林 隆 | 8番  | 山崎年一  |
| 9番  | 細川雅子 | 10番 | 日城 究  |
| 11番 | 上野克己 | 12番 | 寺岡公章  |
| 13番 | 原田 博 | 14番 | 二階堂 博 |
| 15番 | 田中実穂 | 16番 | 山本孝三  |

#### ○欠席議員 (なし)

#### ○説明のため出席した者

|   |             |       |
|---|-------------|-------|
| 市 | 長           | 入山欣郎  |
| 副 | 市長          | 大原 豊  |
| 教 | 育 長         | 西尾裕次  |
| 総 | 務 企 画 部 長   | 太田勲男  |
| 市 | 民 生 活 部 長 兼 | 塩田小百合 |
| 福 | 祉 事 務 所 長   |       |

都 市 環 境 部 長  
上 下 水 道 局 長  
消 防 長  
総 務 課 長 併 任 選 挙  
管 理 委 員 会 事 務 局 長  
企 画 財 政 課 長  
地 域 振 興 課 長 併 任  
農 業 委 員 会 事 務 局 長  
福 祉 課 長  
監 理 課 長  
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長  
上 下 水 道 局 業 務 課 長  
総 務 学 事 課 長  
監 査 委 員  
監 査 事 務 局 長

長谷川 寿 男  
北 地 範 久  
賀 屋 幸 治  
西 岡 靖  
  
政 岡 修  
中 川 英 也  
  
米 中 和 成  
青 森 浩  
住 田 優 子  
重 本 隆 男  
小 西 啓 二  
黒 田 孝 士  
小 松 正 二

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

正 木 丈 治  
三 浦 暁 雄

+

10時00分 開議

○議長（西川健三） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（西川健三） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、6番、児玉朋也議員、7番、北林 隆議員を指名いたします。

本日の議事日程、議案審査報告について、請願・陳情審査報告についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 配付漏れなしと認めます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1～日程第4〔一括上程〕

議案第47号 大竹市防災会議条例及び大竹市災害対策本部条例の一部改正について

議案第50号 大竹市立学校設置条例の一部改正について

議案第52号 大竹市火災予防条例の一部改正について

議案第56号 平成24年度大竹市一般会計補正予算（第2号）

○議長（西川健三） 日程第1、議案第47号大竹市防災会議条例及び大竹市災害対策本部条例の一部改正についてから日程第4、議案第56号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第2号）に至る4件を一括議題といたします。

本4件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長 細川雅子議員。

#### 総務文教委員会議案審査報告書

平成24年9月4日、第3回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

#### 記

| 議案番号   | 件名                              | 審査の結果 |
|--------|---------------------------------|-------|
| 議案第47号 | 大竹市防災会議条例及び大竹市災害対策本部条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第50号 | 大竹市立学校設置条例の一部改正について             | 原案可決  |
| 議案第52号 | 大竹市火災予防条例の一部改正について              | 原案可決  |
| 議案第56号 | 平成24年度大竹市一般会計補正予算（第2号）          | 原案可決  |

平成24年9月6日

大竹市議会議長 西川 健三 様

総務文教委員長 細川 雅子

〔総務文教委員長 細川雅子議員 登壇〕

○総務文教委員長（細川雅子） 去る4日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案4件につきましては、6日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第47号大竹市防災会議条例及び大竹市災害対策本部条例の一部改正についてでございますが、本件では、「防災会議委員の定員を20名から25名にした理由を伺う」との質疑に対し、「このたびの災害対策基本法の改正に伴い、委員に自主防災組織を構成する者または学識経験のある者を新たに加えることとなった。現在、委員の定数が20名で、実員が20名である。これを25名以内とし柔軟に対応できるようにしたものである」との答弁がございました。

次に、「実際の震災時には、更衣室や授乳の場所など、女性に係る問題が非常に多いと言われている。防災会議委員には女性の登用をぜひ図っていただきたい。現在、女性の委員は何名いるのか伺う」との質疑に対し、「現在の委員のうち女性は1名である。今後、女性の登用を図っていきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「今回の条例改正の狙いと位置づけを伺う」との質疑に対し、「東日本大震災の教訓を踏まえ、防災会議は主に地域防災計画をつくる。災害対策本部は地域防災計画に基づいて実行していくという役割が法制上で明確化されたものである」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第50号大竹市立学校設置条例の一部改正についてでございますが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第52号大竹市火災予防条例の一部改正についてでございますが、「電気自動車用の急速充電設備は、現状で大竹市内に幾つあるのか」との質疑に対し、「現在、大竹管内に当該設備はない。今後、市内のディーラーに設置されると聞いているが、時期は不明である。消防に届け出がされるので、その時点で判明することになる」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第56号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第2号）でございますが、まず、「JR玖波駅西口整備に係る用地買収費について、事業の背景を含めて説明を求める」との質疑に対し、「駅西口駅広場及び駅舎建築部の用地買収について、JRとの協議を進めた結果、支障物件の補償額が提示され、用地買収の契約ができる見込みとなった。

これに必要な額が5,100万円余であり、前年度からの繰越額4,500万円を引いた不足額610万円について補正をお願いし、事業促進を図るものである。事業計画としては、駅広場整備、駅舎の整備、接続道路である玖波36号線のそれぞれの用地買収・設計・工事に必要な額として、現時点で約3億3,000万円を見込んでいる。駅舎部分及び接続道路の用地買収は25年度に、工事は全て26年度に予定している」との答弁がございました。

次に、「給食の配送業務について、現時点で委託先を考えていければ報告していただきたい。また、配送中に車の故障や事故が起こった場合、どのように対応するのか」との質疑に対し、「業者の選定に関しては、選考委員会で募集要項等を協議している。9月中には募集を開始したいと考えている。また、配送車が故障等の場合は、代替の車など、委託業者で対応していただくことを考えている」との答弁がございました。

次に、「弁護士費用がふえているが、行政が弁護士を使って訴訟することについて、どのように考えているのか」との質疑に対し、「訴訟費用は少ない方が望ましいが、公平公正の観点から、裁判を通じて法的に解決することにより、行政事務を執行していかなければならないこともある」との答弁がございました。

次に、「不活化ポリオワクチンについて、ワクチンにかかる費用は幾らか。また、どのような基準で国から交付税措置がなされるのか何う」との質疑に対し、「ワクチン代と言えば、今までの生ワクチンは1人当たり2回接種して700円程度だったものが、不活化ポリオワクチンになって、4回の接種で2万2,000円程度となった。財源措置については、国から追って通知等があると思うが、現時点では不明である」との答弁がございました。

次に、「福祉避難所の整備について、説明を求める」との質疑に対し、「災害時における要援護者の支援対策の一環として、一般の避難所では避難生活ができない障害者や高齢者を優先的に受け入れる福祉避難所を整備するものである。このたびは、特別養護老人ホームゆうあいホームを福祉避難所に指定し、リクライニング式の車いすやプライバシー保護用のパーティション、吸引機等の諸備品や介護用品・衛生用品等の消耗品を整備して、いざというときに対応していただくことにしている」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただいております、議案4件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

10番。

○10番（日域 究） 私は、賛成した側ですから、賛成討論としますけども、玖波駅の西口の話ですけども、あのとき総務文教委員会があつて次の日に生活環境委員会がありましたよね。本来、大竹市議会は一つなんですけど、便宜上、効率を考えて常任委員会が分かれてるんですけども、総務文教の段階では、といいますかもちろん事前に私が勉強していれば、全てわかっているべきであることは重々承知はしてるんですけども、でも、玖波駅のことについては、生活環境で資料配付されましたよね。総務文教の段階ではよくわからない状態で、数字だけ審議するわけですけども。あのときに、たまたま生活環境のときに隣にいた委員さんと雑談をしたんですけども、正直言ひましてJRの土地を大竹市が買ってというのは、そうですね。間違っていたら後から教えてほしいんですけども、あのJRが民間企業って言いますけども、民間企業がああいうことをやったら、本当は優越的地位を利用した横暴な行為として、それこそ公正取引委員会かどこか知りませんが、何かあつてしかるべきのような話ですけども、大竹市がJRの土地を買って、そこに駅舎を建ててあげて、それが最終的に所有権がどちらに移るのかそういう話はありませんでしたから、私もわかりませんが、大竹市の話とか大竹市議会だとか大竹市長とかいう話を越えて、ちょっとJRと地元の関係というのは余りにもいびつだなという気がいたします。今までは、大竹市とすれば、執行部の代表として市長がJRと交渉するんですけども、ぜひ、議会としても、これはここで言うべきことかどうかわかりませんが、議会は市長のほうの伝聞に基づいて物事をやってます、少なくとも今は。それでは非常に足りないなといいますか、やっぱり、ちょっと何か議会としても、というか私は議会を代表してませんけども、一議員として、何か違和感を感じます。その辺を改善しながら、大切なJRですからもちろんけんかをしたとは思いませんけども、正しい情報を得て、正しいよりよい駅をつくっていくという意味で、我々も議会も努力をしなければならぬなと思ひながら賛成討論といたします。以上です。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件を一括採決いたします。

本4件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本4件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よつて、本4件は、委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5～日程第13〔一括上程〕

認 第 3号 平成23年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第48号 大竹市小型合併処理浄化槽設置資金貸付条例の一部改正について

議案第49号 大竹市営住宅管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正

について

議案第51号 大竹市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正について

議案第53号 大竹市営住宅等の指定管理者の指定について

議案第54号 平成23年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第55号 平成23年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第57号 平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 平成24年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（西川健三） 日程第5、認第3号平成23年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてから日程第13、議案第58号平成24年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）に至る9件を一括議題といたします。本9件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長 上野克己議員。

生活環境委員会議案審査報告書

平成24年9月4日、第3回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                   | 審査の結果    |
|--------|--------------------------------------|----------|
| 認第3号   | 平成23年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について          | 認定       |
| 議案第48号 | 大竹市小型合併処理浄化槽設置資金貸付条例の一部改正について        | 原案可決     |
| 議案第49号 | 大竹市営住宅管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について | 原案可決     |
| 議案第51号 | 大竹市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正について             | 原案可決     |
| 議案第53号 | 大竹市営住宅等の指定管理者の指定について                 | 原案可決     |
| 議案第54号 | 平成23年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について     | 原案可決及び認定 |
| 議案第55号 | 平成23年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  | 原案可決及び認定 |
| 議案第57号 | 平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）         | 原案可決     |
| 議案第58号 | 平成24年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）           | 原案可決     |

平成24年9月7日

大竹市議会議長 西川 健三 様

生活環境委員長 上野 克己

〔生活環境委員長 上野克己議員 登壇〕

○生活環境委員長（上野克己） それでは去る4日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案9件につきましては、7日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第48号大竹市小型合併処理浄化槽設置資金貸付条例の一部改正についてでございますが、本件では、「滞納のない証明書の取り扱いが制度により異なっていることは、システムの変更に伴いわかったことであるが、これにより過去、滞納があった者に貸し付けたという例が出てくるのか。また、他の制度にも「滞納のないこと」という条件が多くあると思うが、今回の2件の条例以外にはないのか伺う」との質疑に対しまして、「過去の例については調査していない。また、窓口の事務を統一するという中で、取り扱いの違いについて判明したが、条例で規定しているものは2件であった。他には要綱等で定めているものがある。これらは、要綱等の改正で対応する」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第49号大竹市営住宅管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてでございますが、本件では「一括法によって改正される条例であるが、以前は、大竹の実情にあわせて変えていくという答弁であった。今回、入居収入基準を変えるということについて、どういう検討をしたのか伺う」との質疑に対しまして、「入居収入基準は、市営住宅に入居する上で、上限を設けるものである。定める金額については、5月に住宅審議会を設け審議をしたが、県内の各市町の状況、国が定める最低生活水準、大竹市の状況を踏まえて検討した結果、従来、国で定めている金額を変更しないことになった」との答弁がございました。

次に、「住宅の整備基準や入居収入基準はどのようになるのか。具体的な説明を求める」との質疑に対しまして、「従来、必要な基準は国が法令や省令で定めていたが、このたび、基準の一部が見直されたことに加えて、一括法に基づき地方で定める部分が生じたため条例を改正するものである。見直しをされた部分としては、新たに住宅を建設する際の整備基準で、従来にはなかった全居室に対して浴室を設置することなどが追加された。これら整備基準については、条例で定めることになったが、大竹市の場合、条例で市長が定めるものとし、施行規則でその内容を表示している。また、入居収入基準についても、条例で定め内容を施行規則で明記するが、その制限金額は従来どおり一般世帯で月額所得15万8,000円以下、高齢者、障害者等一定の配慮が必要な世帯については月額21万4,000円以下である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第53号大竹市営住宅等の指定管理者の指定についてでございますが、本件では「アパートの管理人に、事前にお知らせをしているのか。また、バリアフリー対策や修繕等は指定管理者で行うのか伺う」との質疑に対しまして、「アパートの管理人に、正式にはまだ説明をしていない。今回議決をされると、今後、半年をかけて指定管理者に引き継ぎをし、住民を含めた各地区での説明会も予定している。それらと合わせ管理人に説明をしていく予定である。バリアフリー対策や修繕については、修繕費1,800万円の固定経費として指定管理者の予算に含まれている。この予算の中で、指定管理者が計画修繕として実施していく。予算内に収まらない場合は、指定期間の5年間の中で、どのような改修を行うか計画を立てることになる」との答弁がございました。

次に、「市営アパートは入居率が高く入居待ちの状態と聞いている。現在は、年に一回の入居であるが、指定管理者に移行することにより入居の機会がふえることになるのか伺う」との質疑に対しまして、「業者からの提案事項として申し出があった中に、「入居の回数を複数回にしてはどうか」とあった。今後、指定管理者との引き継ぎの中で協議する事項となる」の答弁がございました。

次に、「現状の市営住宅の管理戸数は873戸となっている。以前の説明では、戸数を600程度に減らすと聞いている。指定管理費との整合性を伺う。また、老朽化した平家建ての周辺は、一部解体した跡地に雑草が高く伸び、惨たんたる状態である。戸数をさらに減らせば、そういう状況がふえることになると思うが、解体跡地は指定管理の対象となっているのか伺う」との質疑に対しまして、「戸数については、平成18年に制定した住宅ストック計画において640戸に減少させていくとしている。指定管理の協定の中では、解体し管理が必要でなくなった部分については、管理費の中からその割合に応じて減額をするということ盛り込んでいる。また、解体後の跡地については管理に含まれているため、指定管理者が点検をし、除草等が必要な場合は実施する」との答弁がございました。

次に、「住宅の修繕について、今までは地元業者がかかわって実施している。株式会社第一ビルサービスが指定管理者になると、どういった対応になるのか。既に指定管理者となっている他市での対応例について伺う。また、今まで修繕を行っていた業者に対して説明をする予定があるのか伺う」との質疑に対しまして、「他市の例でいくと、各地域の業者を利用するという事で管理をしている。大竹市においても、プロポーザルの中で市内の業者を積極的に活用していくことを条件に含めている。提案では、市内を3ブロックに分け業者を選定していきたいという考えであった。また、今まで修繕を行っていた業者に対して市から直接説明をすることは考えていないが、修繕業者等履歴の情報提供は指定管理者に行っていく」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第57号平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第58号平成24年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本2件につきましては一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

す。

本2件では、「療養給付費交付金等返還金2,867万1,000円の説明を求める」との質疑に対しまして、「60歳から64歳の方で、退職被保険者分の保険給付費は、退職者が元、属していた保険からの拠出金で賄うことになっている。このたび、平成23年度分の保険給付費が確定し給付費が減少したことにより、拠出金の超過分を返還するものである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第51号大竹市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第54号平成23年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第55号平成23年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び認第3号平成23年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてでございますが、本3件につきましては一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では「水道事業の企業債が若干ではあるが、ふえている。説明を求める」との質疑に対しまして、「企業債の償還は、利息から返済し、元金については5年間据え置くということになっている。元金の償還は、据え置かれた期間の分だけ後に回るということで、現在はふえる傾向である」との答弁がございました。

次に、「下水道長寿命化計画の策定に必要な調査、診断を行ったということであるが、結果の概要について伺う」との質疑に対しまして、「下水道の老朽化は顕著にあらわれており改築更新に取り組んでいるが、来年度からは長寿命化計画に基づき取り組むこととしている。内容としては小島汚水中継ポンプ場の一部改築、処理場内の汚泥処理棟の一部改築を予定している状況である」との答弁がございました。

次に、「工業用水道ほど経費の必要となる事業はないと考えている。施設の老朽化は、まったなしで進行し、将来的な更新の時期、財源手当など早目の対応が求められているが、工業用水道についても上・下水道と同様に将来計画を策定しているのか伺う」との質疑に対しまして、「第1期工水は昭和36年から昭和39年にかけて整備し、老朽化は進んでいる。現在のところ、長寿命化計画等は策定していない。今後、工業用水道全体の経営状況を見ながら、プランを策定していくようになると考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案9件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

8番、山崎議員。

○8番（山崎年一） 私は、議案第53号大竹市営住宅等の指定管理者の指定について、私の意見を述べて議案に対する態度を表明したいと思います。

本市では、人口・世帯の増加に伴い、これまで多くの市営住宅を提供し、低所得者や高齢者、障害者など社会的弱者を中心とする住宅困窮者に安価で住みよい住宅を確保してきました。しかしながら、近年の人口減少に伴い、市営住宅戸数873戸を将来的に640戸に減少させる計画が実施されておる中で、市営住宅は、人口減少高齢化社会の進行に伴い、本市における成熟した社会におけるセーフティーネットとして、住宅困窮者に対しての的確な住宅を提供していくことが求められています。このような折に、今回の市営住宅の業者指定が提案されました。

反対の理由を述べます。

1点目に、住宅管理業務の大半の部分を指定管理者に丸投げし、市が行う事業は入居退去の決定とか住宅使用の承認など、限られた法的な決定手続に限られるものになります。入居者である市民と直接つながりのある補修、修繕、施設の点検、保全、住宅や管理地の管理業務、入退去事務、苦情、要望、家賃や滞納、督促などの重要な部分を民間に委託し、煩わしい行政にとって面倒なことは民間にやらせる。市営住宅のセーフティーネットとしての重要な部分を行政から分離させ、切り捨てるものと思われま

2点目に、市営住宅の管理は、利用者の人権問題やプライバシーなど問題が多く含まれており、民間に委託するには、慎重な態度とさまざまな問題に対応する体制が検討されなければなりません。現状においては、そのような体制が確保されていないという判断に基づいております。

3点目に、24時間365日の対応などと、さも安心安全な対応がなされているかのような説明がなされています。しかし、計画書の概要、これを見ても、24時間365日の体制で受け付けが可能なのでありますから、現在の大竹市においても守衛所で24時間365日、苦情、要望は受け付けているものであり、何ら変わりはありません。要するに、入居者からの苦情、要望の受け付けが24時間365日ということになっておる。

4点目に、担当課が直接、入居者とのかかわりが持てなくなることで、住民の生活や住民同士のコミュニティなどへの配慮、住民自治組織への支援などが不透明であります。

5点目に、初年度の契約でありながら5年間という長期の契約となっていることであります。公的機関が、しかも900世帯にも及ぶ市営住宅の管理を、初めての試みであります民間委託するのに、一挙に5年も契約することは異常であります。大竹市の公的施設の指定管理で、初年度から5年などという事例があるのでしょうか。隣のまち廿日市市においても、指定管理がなされましたが、3年の契約であります。この点から見ても、今回の指

定に無理があります。

6点目に、管理委託費の合計額は、4,393万1,100円となっていますが、委託することで節約できる金額は、わずか121万9,000円であります。まさに経済効果の疑われる民間委託だと言わざるを得ません。

最後に、今回の市営住宅指定管理者の指定は、行政として一番手のかかる事業を、民間に丸投げすることで、みずからの責任を放棄するものと言わざるを得ません。

以上で、本議案への反対討論といたします。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

13番、原田議員。

○13番（原田 博） 日程第9、議案第53号大竹市営住宅等の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をいたします。今議案の目的は、2013年度から市営住宅の管理業務について、民間ノウハウを活用した効率的な運用を行うことで、修繕などの維持管理業務が現在よりもスピードアップし、入居者へのサービス向上を図るものです。

これまで、市営住宅の管理業務は、窓口として都市計画課の職員さんが対応してまいりましたが、緊急の水漏れや停電などは、夜間や休日には対応できないというケースもあり、入居者には十分なサービスの提供には至らないということもありました。このため、広島市や廿日市市など数多くの公営住宅の管理実績があります民間の指定管理者に委ねることで、入居者からの苦情、要望などの受け付けが、先ほど紹介がありましたけど24時間また365日体制での受け付けが可能となるなど、施設の点検、補修などさまざまな業務のサービス向上、対応が期待されます。

もう一方、平成18年3月に策定されました大竹市住宅ストック総合活用計画は、本市の重要な課題であり、確実な早急な推進が求められています。加えて、先の岩国大竹道路対策特別委員会での質疑にもありましたように、御園6号棟の新設計画など、定住促進、子育て支援、高齢化社会に向けた住宅政策を内外に示すことは、特に必要だと思っております。つまりは、私としては、委員会の説明資料にもありました人件費相当額の差額は、コスト縮減とは捉えてはいません。これら政策実現のためには、人的な資源の確保が不可欠でありまして、そのことを今からどう生かしていくかが問われることが、今議案の大きな目的だと理解をいたしており、今議案に賛成をいたすものです。以上です。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

10番、日域委員。

○10番（日域 究） ありがとうございます。私も、議案第53号なんですけども、今、お二人の方がそれぞれ討論されましたけど、人が違えば見方も違うという気がしながら聞かせていただきました。

私もですね、結論から言えば反対討論なんですけれども。それでは、私の反対討論の意味をちょっと言わせていただきます。最近気になることは、執行部の御都合主義的な説明が、余りにも多いことです。この議案も、指定管理者制度そのものに反対する気は毛頭ありません。しかし、説明のいいかげんさと見え隠れする本音に、不信感を持ってしまいます。

まず第一に、住宅管理、市営住宅の管理は、典型的な労働集約型の仕事です。私はそう思います。大きな工場ができて、雇用される人間は数人だったりします、大竹の産業自体がですね。そういう産業構造を考えたときに、このようなタイプの仕事は、このまちに、今最も必要とされる業種ではないかと思えます。その指定管理者を遠く離れた広島の人に決める理由が、私には全くわかりません。市から仕事を得ていた地元の工務店は、今後は、広島から元請けから受注することになるでしょう。生かさぬように殺さぬように、そんな不利な状況に置かれることは目に見えております。

このような制度を導入する理由もいいかげんです。24時間365日対応ができると言いますが、これはさっき山崎議員がおっしゃってましたけど、現在もちゃんとできています。広島市内の電話当番が受けるより市役所の守衛さんが受けるほうが、近いだけに万が一のことを考えてもすぐれていると思えます。

また、第一ビルサービスが、県営住宅の仕事をしていること自体は事実のようです。しかし、広島県と契約を交わしている当事者ではありません。彼らが加わっている協同組合が受けているんです。このあたりも、私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、誤解を招く要素は十分あると思えます。

また、これは今朝、県に電話をかけて確認したんですが、「水道などのトラブルは、居住者の責任ですから、県はタッチしていません。」県の住宅係はそう言ってました。大竹市の市営住宅はどうなんでしょうか。第一に、24時間サービスという、一番最初にイメージされるのが水道ですね。元栓を閉めればとりあえず解決するんですけども、反射的に思うのは水道でしたけど、それは水道業者ってたくさんいますよね。金メダルの人がコマーシャルしているやつもあれば、110番じゃっていうのもありますし、いろいろあります。あるということは、あれだけ電話をかけたら来てくれる人がいるわけです。それを、ひょっとして大竹市は、そういう一般常識を超えて、まさか水道が漏れるんですけどって言ったら、夜中に駆けっていつてるんかどうか。要するに、実際24時間365日と言われますけども、実績的にどのぐらいそれがいいのか。まるでこの前の委員会は、水道の業者のコマーシャルのような雰囲気も、一時ありましたね。24時間365日という話が出てきましたから。これを計画どおり実行したら、守衛さんが多少楽になるんですかね。そんな気もしますが、できることであれば、地元業者主導で考えてほしいと思えます。

大竹市には、分不相応な数の市営住宅があり、多くは老朽化しています。言いかえれば、人口規模の割に、住宅戸数の割に、需要は大きいんです。870戸くらいという話がありますが、その管理を市外の業者へ出さずに行うことを考えてほしいと思えます。そうすれば、この前の計算書にありました事務所が幾らだ、車がどうだ、電話がどうだ、人件費がどうだっていうのがありましたけど、既存のものが使えますから随分合理的にできます。大竹市内で、広島ビルメンテナンス協同組合のような、協同組合にはならないかもしれませんが、要するにグループをつくって、それこそ市が指導力を発揮して、大竹の業者に、「おまえら、やれ。」って引っ張ってほしいんです。安直に、よその会社に、遠くの組織に丸投げする。楽かもしれませんが、何かそういう姿勢が、私には感じられません。

最後ですけども、都市計画課の計画能力のなさを痛感し、この議案には反対いたします。このままでは、大竹市は、進駐軍に支配されたようになってしまいます。みずから、エンドユーザーを抱えた、地に足のついた事業所が、大竹市に一つでも多くできることを願っている私の思いを、市民の皆様にはぜひ御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

16番、山本孝三議員。

○16番（山本孝三） 私は、せんだっての所掌の委員会の一員ですから、直接的にこの議案審査に当たって、何点かその場での質問をさせていただいております。

残念なことに、日ごろの不勉強の結果、この審査に必要だと、後から気がついたんですが、資料などが非常に不十分なものしか提供されてないんです。それで、きょう、この場でこの議案が認められると、基本協定書を先方との間で締結することに順序としてはなる。その基本協定書の中身になるものは、具体的にどういう素案なり内容なのかということは、委員会には詳しくは出とらんよね。このマニュアルを読むと、随分と審査する側の立場からすれば、質問も重ねて十分理解もしておく必要があったというふうな項目もあるんですが、そういうこともありまして、翌日、担当課の課長ともう一人職員の方に来てもらって、同僚議員と勉強会をやりましたが、今言うような細かい基本協定に盛り込まれるべき中身についての詳細な説明は、結局は出なかったんです。説明に来られた職員の方は、手元の書類を見てああだこうだとおっしゃるんですが、そういうものがあるなら、委員会の議案審査に資料として提供してもらう必要があるんじゃないかということも、またその場でも感じたんです。委員会の席で私も、市長が議会に提案される議案について、我々も、市民から選ばれた議員ですから、市民に対する説明責任も持っている。十分な審査した上で、市民に対する説明ができるようなことが大事なんだと。だから、通り一遍の説明だけではなしに、市民にも理解してもらえるような必要書類については、事前に提供してもらいたいということを申し上げてきたようなことなんです。それでもなおかつ今言うような部分については、結局、詳しいことは勉強会の席でも資料としてはもらえなかったんです。それでまた、翌々日、こうして指定管理に関する法令、それから指定管理になぜ行くのか、やるのかというふうな趣旨等を含めて、一定の資料をまたもらったんです。そこには、基本協定書の中に、ほとんど網羅をすべきだというふうになつとるんよね。委員会審査の際に提供してもらったこの中身が、さらに細目が、基本協定書にも盛り込むべきだということになつとるんです。だから、非常にそういう意味で言えば、執行部の議会への議案審査にかかわっての対応というのは、非常に不親切だということも、またそこでも感じたんです。

それで、本題に入りますが、この基本協定書というのが議決されれば、先方との間で締結の作業に入られるんでしょうが、私が、この市営住宅の指定管理に当たって意見を述べたいのは、一つはプライバシーの問題なんです。ここの文言の中に、入居者の管理という言葉が使われております。入居されとる人を管理するという意味だと思うんです。これは、個人生活にかかわるプライバシーにかかわる問題も含まれるという意味に私はとったんですが、入居者のプライバシーを侵害するようなことがあっちゃいかんわけで、そういうプ

ライバシー保護に関する規定が、この基本協定書にどう盛り込まれるのか、十分これは、今から協定書を締結するわけですから、留意をしてもらいたいということが一つ。

それから、入居退去に当たっての具体的な事務、これを、職員が今まではやりよったものが、今度は業者がやるわけですね。だから、ここでも公平性なり公開性なり、保障されるように協定書に規定をちゃんとしておくべきだと。

それから、もう一つ大事なものは、指定管理者制度が導入された際の法の趣旨というのは、現状よりか業務が効率化すると同時に、サービスの向上がうたわれとるんです。ところが、この説明では、この表をもらっておりますが、委員会の席でも申し上げましたが、市営住宅の修繕とか環境整備とかいうのは、何年たっても未解決の事案がたくさん残ってあるんです。しかし、予算上は、総額で4,390万円のうち1,800万円しか修繕の予定はないわけです。だから、むしろ私は、あれは放置すればするほど後の処理をする費用は高くなりよる。それでも、年間、今から年度計画、年度予算が協定書で結ばれるんですが、この委員会で説明された金額でいくと、サービス向上はしない。むしろ経費削減で、今まで要望があったり現状を見渡しても、すぐ処理しなきゃならないような事項については、先送りになる。だからサービス向上にもつながらんのではないかとという心配を、私はしてるんです。そういったことで、協定書の中で、サービス向上が保障されるような内容を、ぜひ規定上も盛り込んでもらいたいということを申し上げておきたいと思うんです。

それから、市の業務の効率化とか市民サービスの向上等ということがうたい文句ですから、この指定管理者制度というのは、この人件費について、相当額1,420万円、23年度の決算額との比較では573万円減額になっとるわけよね。じゃあその部分は、どういうふうなメリットとして市民に還元できるんかということを、いまいち私には理解できません。この部分がむしろ、1,400万円の中に含まれる、4,300万円の中に含まれる、業者のメリットに還元されるのかなという気がしてならんのですが。だから業者への利益は保証するが、市民が負担する部分の市民全体への還元部分というのは、微々たるもんだと。こういうことになったんでは困ると思うんです。そういったことで、これから締結される基本協定、年度協定の中で、今私が触れたような問題については、ぜひ、規定上も市民が納得できるような規定をきちんとして、まさに効率化と市民サービスが向上するというような方向で取り組んでほしいと、こういう意見を述べておきたいと思うんです。

議案そのものには反対ではありません。よろしく願いいたします。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本9件のうち議案第53号を除く8件を一括採決いたします。

本8件に対する委員長の報告は、本8件のうち議案第54号及び議案第55号の2件は、原案可決及び認定、認第3号は認定、残り5件は原案可決であります。

本8件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本8件は、委員長の報告のとおり決しました。

続いて、議案第53号大竹市営住宅等の指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14～日程第16〔一括上程〕

平成24年請願第1号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出を求める請願

平成24年陳情第2号 地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情

平成24年陳情第3号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実にに関する意見書の提出を求める陳情

○議長（西川健三） 日程第14、平成24年請願第1号から日程第16、平成24年陳情第3号に至る3件を一括議題といたします。本3件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長 上野克己議員。

生活環境委員会請願・陳情審査報告書

本委員会に付託の請願及び陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条及び第104条の規定により報告します。

記

| 番 号            | 件 名   | 審査の結果 | 付託年月日    |
|----------------|---|-------|----------|
| 平成24年<br>請願第1号 | B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出を求める請願                                      | 採 択   | 24. 9. 4 |
| 平成24年<br>陳情第2号 | 地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情 | 継続審査  | 24. 6. 8 |
| 平成24年<br>陳情第3号 | 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実にに関する意見書の提出を求める陳情                     | 継続審査  | 24. 9. 4 |

平成24年9月7日

大竹市議会議長 西川 健三 様

生活環境委員長 上野 克己

〔生活環境委員長 上野克己議員 登壇〕

○生活環境委員長（上野克己） それでは去る6月4日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただき、閉会中の継続審査としておりました陳情1件、また、9月4日の本会議におきまして御付託をいただきました請願1件、陳情1件につきまして、7日に委員会を開催し審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

平成24年請願第1号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出を求める請願でございますが、本件はすべての肝炎患者の救済を求める広島の会、代表 堀田靖憲氏から提出された請願で、その趣旨は、B型・C型肝炎患者は約350万人と推定され、医療行為による感染であることから国の責任による医原病とされ、肝炎対策基本法も制定されている。現在の救済措置では一部の患者しか救済されないため、この基本法をもとに全患者の救済策を実施することなどの意見書を国会及び政府に提出を求めるものでございます。審査におきまして、本件に対する執行部の考え方を尋ねたところ、「請願文にあるように、現行法により法的救済や補償を受けることができる患者はごく一部に限られており、国が全てのB型・C型肝炎患者を救済するために請願の項目を真摯に検討し、実現することを要望する」というものでございました。

審査の中で委員から、「知人に、明らかに輸血が原因でC型肝炎になったにもかかわらずカルテが不在ということで、法の適用を受けずに亡くなられた方がいる。その方の無念を思うと憤りを覚える。政府で財源手当も大変だろうが、この問題について厚生労働省に引き続き取り組んでいただくため、採択するべきと考える」との意見がございました。

採決の結果、本件は採択すべきものと決しております。

続きまして、平成24年陳情第2号地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情及び平成24年陳情第3号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に関する意見書の提出を求める陳情でございますが、本2件につきましては一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

審査におきまして、陳情3号に対する執行部の考え方を尋ねたところ、「国の地域主権改革の中では、国・地方・地域住民も含め、その最も得意な部分で役割を果たすことによって充実を図ることを目的とし進められていると考えている。国と地方の協働を強め、さらには地域の住民とともに役割をしっかりと話しながら公務・公共サービスの体制の充実を図るということは陳情者の思いと同じではあるが、出先機関や独立行政法人の体制機能の充実に限定した考え方ということについては、同調することは困難である」というものでございました。審査の中で委員から、「陳情2号については、地域の生活にも関係していることでもあるため、今後、この考え方に沿えるかどうか様子を見るべきと考える。陳情3号については、地域主権改革の流れをとめようという趣旨にしか理解できない。不採択にすべきと考える」との意見があり、次に、「出先機関の廃止が、国民にとって将来的に、安心安全に役立つのか、各行政機関がどういう役割を果たすのかなど、もう少し勉強した

いと考えている。陳情2号と陳情3号は共通する面もあるため、切り離すべきではなく継続して審査を深めたいと考えている」との意見がございました。

陳情2号及び陳情3号につきましては、それぞれ採決の結果、継続審査にすべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました請願1件、陳情2件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件のうち、平成24年陳情第2号及び平成24年陳情第3号に関する委員長の報告は、閉会中の継続審査の申し出であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は、閉会中の継続審査と決定いたしました。

続いて、平成24年請願第1号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、採択と決定いたしました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第1号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

ただいまから、職員をして意見書案を配付させますので、しばらくお待ちください。

ただいま、職員をして、意見書案第1号を議席に配付させましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 配付漏れなしと認めます。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 意見書案第1号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出について

○議長（西川健三） 追加日程第1、意見書案第1号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出についてを議題といたします。意見書の朗読を省略し、提案者から提案理由の説明を求めます。

11番、上野克己議員。

[11番 上野克己議員 登壇]

○11番（上野克己） 意見書案第1号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書につきましては、お手元に配付しております意見書（案）を朗読し、提案理由の説明に変えさせていただきます。

我が国のB型・C型肝炎感染者・患者は約350万人と推定され、その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種や治療時の注射器の使い回しなどの医療行為による感染であり、国の責任による医原病とされる。B型・C型肝炎は、慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝がんに進行する重大な病気である。

国の責任と患者救済の責務が明記された肝炎対策基本法ができたが、平成20年1月に成立した特定血液製剤によるC型肝炎感染者に救済給付金を支給する特措法では、カルテなどによる血液製剤投与の証明が条件のため、裁判で救済される被害患者は数千人とされる。また、B型肝炎感染者への給付金支給に関する特措法が成立したが、母子感染ではないという証明などの条件を満たして裁判で救済されるのは数万人とされる。大多数の患者・遺族は、何の補償もなく高い医療費負担や治療に苦しみ、毎日平均120人が亡くなっており、国が被害を償い、感染者が安心して治療を続けられるよう、治療と生活を支える公的支援制度を確立することが一日も早く求められている。

肝炎対策基本法は、「国及び地方公共団体は肝炎患者が必要に応じて適切な肝炎医療を受けることができるよう、経済的負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする」とのほか、肝炎予防・肝炎検査の促進、医療機関の整備、肝炎患者・家族への支援などの肝炎対策に取り組むよう求めている。

よって、国会及び政府におかれては、B型・C型肝炎患者の救済をするため、次の項目について、速やかに必要な措置を講じるよう強く要望する。

1. 肝炎対策基本法をもとに、必要な法整備、予算化を進め、全患者の救済策を実施すること。

2. 肝炎治療薬、検査費用、通院費への助成を初め、肝炎治療費への公的支援制度を確立するとともに、肝炎対策基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策を進め、医原病のB型・C型肝炎による肝硬変、肝がん患者に広く障害者手帳が交付できるようにすること。

3. インターフェロン治療が副作用などのため受けられない方が行っている治療の自己負担を、原則無料にする助成制度を創設すること。

4. B型・C型肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発、治験の迅速化などを図ること。

5. 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶を図ること。

6. 薬害肝炎救済措置法による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに、特定血液製剤による感染の可能性のある薬害C型肝炎患者を広く救済するとともに、同特措法の期限延長を図ること。

7. 集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を講ずること。

8. 医原病であるB型・C型肝炎の患者・死亡者に一時金もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に意見書を提出する。

以上でございます。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ます。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 平成24年陳情第1号 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情

○議長（西川健三） 日程第17、平成24年陳情第1号を議題といたします。本件に関し、委

員長の報告を求めます。

まちづくり対策特別委員長 寺岡公章議員。

まちづくり対策特別委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第104条の規定により報告します。

記

| 番 号            | 件 名                | 審査の結果 | 付託年月日     |
|----------------|--------------------|-------|-----------|
| 平成24年<br>陳情第1号 | 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情 | 継続審査  | 24. 3. 26 |

平成24年9月10日

大竹市議会議長 西川 健三 様

まちづくり対策特別委員長 寺岡 公章

〔まちづくり対策特別委員長 寺岡公章議員 登壇〕

○まちづくり対策特別委員長（寺岡公章） まちづくり対策特別委員会に御付託をいただき  
ております陳情1件につきまして、去る9月10日に委員会を開催し審査を行いましたので、  
審査経過の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

本陳情は、平成24年3月定例会に提出された平成24年陳情第1号小方小学校移転跡地に  
「公園」設置陳情で、これまでの審査で結論に至らず継続審査となっているものです。

審査において、まず、前回6月13日以降の状況について執行部に報告を求めたところ、  
「前回の委員会から新たに報告するようなことはなく、考え方も変わっていない。移転跡地  
は民間への売却を基本に検討することとしている。公園の設置についても、跡地の全体的  
な方向性を検討する中であわせて考えていきたい」との報告がありました。

続いて、委員の意見を求めたところ、1名の委員から継続審査の申し出があり、その趣  
旨は、「執行部から民間売却という方向性は示されているが、どのように利活用していく  
かは不透明である。また、JR小方新駅設置も活用案に含まれている。これらがもっと明  
確になってから審査していく方がよいのではないか」というものでした。

採決の結果、本件は継続審査すべきものと決しております。

以上で、御付託いただきました陳情1件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件に関する委員長の報告は、閉会中の継続審査の申し出であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、閉会中の継続審査と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第18～日程第25〔一括上程〕

認 第 4号 平成23年度大竹市一般会計決算

認 第 5号 平成23年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認 第 6号 平成23年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認 第 7号 平成23年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認 第 8号 平成23年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計決算

認 第 9号 平成23年度大竹市土地造成特別会計決算

認 第10号 平成23年度大竹市介護保険特別会計決算

認 第11号 平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（西川健三） 日程第18、認第4号平成23年度大竹市一般会計決算から日程第25、認第11号平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 大原 豊 登壇〕

○副市長（大原 豊） 認第4号平成23年度大竹市一般会計決算から、認第11号平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件の各会計決算の概要を申し上げ、御承認を得たいと思います。

まず、各会計決算の概要を御説明する前に、当該年度の財政運営の背景となりました我が国の経済情勢や財政運営につきまして、簡単に触れさせていただきます。

平成20年9月のリーマンショック以降、世界同時不況の中で、急速に経済情勢は悪化したものの、その後の国の経済対策と新興国の経済成長を追い風として、全体としては上向きに推移してまいりました。

しかし、平成23年3月に発生しました東日本大震災やそれに伴う原子力発電所の事故は、企業生産の落ち込みや自粛ムードによる個人消費の低迷、その後の電力の制約など、経済活動における需要と供給の両面に大きな影響を及ぼし、それまでの景気回復の動きを急変させるところとなりました。また、それに加えて円高の加速による企業収益の悪化、震災前から続くデフレへの対応、海外経済の減速なども相まって、平成23年度は、社会全体が、かつてないほどの不安定要素を抱える中でのスタートとなりました。

本市におきましても、同様の傾向が見られ、平成23年度決算においては、景気回復の動

きから増加傾向にあった法人市民税が一転して減少に転じました。また、個人市民税は、個人所得の落ち込みにより減少し、さらに固定資産税におきましても、企業が設備投資を抑制したことなどにより減少しました。その結果、市税総額は平成22年度に比べて大幅な減少となり、減少分への対応として減収補填債の発行及び歳出執行の抑制に努めながら財政運営を行いました。

一方、地方債につきましては、防衛省再編交付金などの国県支出金を有効に活用しながら発行の抑制に努めましたが、臨時財政対策債や、小方小学校・小方中学校移転改築事業などの普通建設事業の実施のために発行した地方債などにより、地方債残高は1億1,000万円の増加となりました。

今後におきましても、経済情勢の不確実性などにより、税収の伸びを見込むことができない中、特別会計や企業会計を含めた債務負担が重くのしかかり、今後も非常に厳しい状況が続くものと見込まれております。

こうした状況の変化に対応し、限られた人材・財源を有効に使い、持続可能な行政サービスを展開していくためには、行政組織のあり方を変えていくことが急務であると考えられます。そのためには、行政コストの削減と行政サービスの向上を目指し、効率的で質の高い仕事ができる組織の確立、効果的な施策の推進、持続可能な財政基盤の構築に引き続き取り組んでまいります。

それでは、平成23年度に実施いたしました事業につきまして、重点施策の順に沿って御説明申し上げます。

まず第1の施策、大竹を愛する人づくりにつきましては、地域を担う人づくり、互いを尊重し支え合う人づくりを推進してまいりました。主な取り組みといたしましては、岩国大竹道路の整備予定地や交通量の多い国道2号に近接している現在地から、強固な地盤で災害に強く、教育環境に適した小方ヶ丘に移転するための小方小学校、小方中学校の建設工事に着手しました。また、平成23年3月に策定いたしましたわがまちプランを冊子にし、それを活用しながら第五次大竹市総合計画の普及に努めてまいりました。

次に、第2の施策、生活基盤が整ったまちづくりにつきましては、地域産業の振興、暮らしやすい生活基盤の整備を進めてまいりました。主な取り組みといたしましては、地域の公共交通について、市民、交通事業者、行政関係者などで地域公共交通活性化協議会を構成し、幹線バスや三ツ石乗り合いタクシーの実証運行の継続、玖波7・8丁目及び湯舟地区における乗合タクシーや栄ぐるりんバスの実証運行を開始するとともに、幹線バスに高齢者や子供も乗降しやすい低床車両2台を導入いたしました。

第3の施策、安全なまちづくりにつきましては、防災・防犯・交通安全の対策、救急・防災体制の充実に取り組みました。主な取り組みといたしましては、防災意識の高揚を図り、災害時における防災関係機関との協力体制を構築することを目的として、地震による各種災害の発生を想定した総合的な訓練を実施しました。

第4の施策、安心できるまちづくりにつきましては、心が触れ合う福祉の充実、生涯元気な心と体づくりに取り組みました。主な取り組みといたしましては、地域における診断・診察機能を強化し、早期発見、早期治療による市民の健康を確保するため、独立行政

法人国立病院機構広島西医療センターが整備する医療機器の購入費用の一部を、廿日市市及び和木町と共同して補助しました。

第5の施策、心にゆとりを感じるまちづくりにつきましては、心の豊かさを育む取り組み、大竹らしさを育む文化と交流に取り組みました。主な取り組みといたしましては、地域の快適な生活環境を守るため、普及啓発活動の実施、監視パトロールや住民参加の不法投棄廃棄物の回収及び処理などに取り組みました。

第6の施策、行政・社会の仕組みづくりにつきましては、市民自治の促進、健全な行財政運営の推進に取り組みました。主な取り組みといたしましては、定住促進アクションプランにおける情報発信の取り組みとして、大竹市の魅力を市内外に発信していくため、市ホームページ内に定住促進のページを作成するとともに、企業従業員向けのガイドブックの作成などを行いました。

また、大願寺地区土地造成事業の円滑な推進のため、大竹工業団地に立地した工場に賦課される固定資産税額に相当する額の26.5%及び従来支援分に加え、旧晴海第一公園の跡地売却分の一部を土地造成特別会計に繰り出しました。

さらに、歳入の状況について、財源の根幹となります市税から御説明いたします。市民税個人分につきましては、個人所得の落ち込みにより、前年度に比較して1,900万円減少し、法人分につきましても円高などの影響により1億800万円の減少となりました。また、企業が設備投資を抑制したことなどにより、固定資産税が2億4,000万円減少いたしました。市税全体では、5.7%、3億4,800万円の減少となりました。

国県支出金では、各種経済対策関連交付金や地域情報通信基盤整備交付金の減少などで、19.6%、5億8,700万円の減少となりました。

繰入金では、公共投資臨時交付金を財源として造成した財政調整基金の取り崩しなどで、31.9%、1億400万円の増加となりました。

市債につきましては、普通建設事業の実施のために発行した地方債の減少により、23.1%、5億1,100万円の減少となりました。

それでは、平成23年度における各会計の決算の概要を御説明申し上げます。

まず、認第4号平成23年度大竹市一般会計決算から御説明いたします。一般会計は、当初歳入歳出予算が、144億1,700万円でしたが、給食センター整備事業などの補正予算による増加や、小方20号線道路整備事業などの繰り越し分の増加により、最終予算の総額は154億2,151万円となり、当初予算と比べますと7.0%の増加となりました。歳入の収入総額は131億7,344万6,868円で、予算に対して85.4%の収入割合となりました。一方、歳出での支出総額は131億3,794万4,561円となり、その執行率は前年度からの繰越分を加えて85.2%となっております。

この結果、当年度の形式収支は3,550万2,307円の収入超過となりましたが、翌年度への繰越事業費に充てる2,830万6,900円を差し引いた残額719万5,407円が、平成23年度の実質収支黒字額となりました。

なお、この歳計剰余金につきましては、500万円を地方自治法第233条の2の規定に基づいて、財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り219万5,407円を平成24年度へ繰り越し

いたしました。

歳入歳出のそれぞれの数字につきましては、決算書及び附属資料としての主要事業報告書に、詳細を記しておりますので、省略させていただきます。

次に、認第5号平成23年度大竹市国民健康保険特別会計決算について御説明を申し上げます。この会計の収入は、国民健康保険料、国・県支出金、療養給付費等交付金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳入総額35億3,686万5,593円であったのに対し、保険給付費、保健事業費など歳出総額は35億3,575万1,738円となり、形式収支及び実質収支は111万3,855円の黒字となりました。

歳計剰余金につきましては、60万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、国保の財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り51万3,855円を平成24年度へ繰り越しいたしました。

次に、認第6号平成23年度大竹市漁業集落排水特別会計決算について御説明申し上げます。この会計につきましては、阿多田地区の漁業集落排水施設の維持管理経費などで、歳出総額は2,534万890円であるのに対し、歳入は排水施設使用料及び市債等のほか、一般会計から1,972万8,114円を繰り入れ、形式収支及び実質収支をゼロといたしております。

続いて、認第7号平成23年度大竹市農業集落排水特別会計決算について御説明申し上げます。この会計につきましては、栗谷地区の農業集落排水施設の維持管理経費等で歳出総額は3,881万6,442円であるのに対し、歳入は排水施設使用料及び市債などのほか、一般会計から2,794万6,677円を繰り入れ、形式収支及び実質収支をゼロとしております。

次に、認第8号平成23年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計決算について御説明申し上げます。この会計は、県からの受託により、港湾及び漁港施設を管理しているものでございまして、当年度の使用料収入などの歳入総額7,196万9,929円であるのに対し、歳出総額は4,751万8,572円であり、形式収支及び実質収支は2,445万1,357円の黒字となりました。

次に、認第9号平成23年度大竹市土地造成特別会計決算について御説明を申し上げます。この会計における支出は、大願寺地区造成事業並びに晴海及び阿多田海面埋立地の維持管理経費等で、歳出総額は17億4,716万6,051円であるのに対し、歳入総額は12億4,346万9,664円となり、差し引き5億369万6,387円の歳入不足となりました。この歳入不足額につきましては、翌年度の歳入を繰り上げ充用いたしております。

次に、認第10号平成23年度大竹市介護保険特別会計決算について御説明を申し上げます。この会計の収入は、介護保険料、国・県支出金、支払基金交付金のほか一般会計からの繰入金などで、歳入総額が21億3,290万8,812円となったのに対し、支出は保険給付費、介護認定審査費、地域支援事業費等で、歳出総額は21億2,608万2,875円となり、形式収支及び実質収支は682万5,937円の黒字となりました。

歳計剰余金につきましては、350万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、介護給費準備基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り332万円5,937円を平成24年度へ繰り越しいたしました。

最後に、認第11号平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算について御説明を申し

上げます。この会計の収入は、後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金などで、歳入総額が3億5,718万2,488円となったのに対し、支出は後期高齢者医療広域連合納付金及び管理費などで、歳出総額は3億5,560万4,612円となり、形式収支及び実質収支は157万7,876円の黒字となりました。

以上が、平成23年度の各会計における決算の概要でございます。なお、平成23年度決算につきまして、普通会計の地方財政状況調査を県に提出しておりますので、ここで概略を御説明申し上げます。

歳入につきましては、繰入金が1億3,700万円、繰越金が5,800万円の増加となりました。逆に、地方債が5億1,100万円、国庫支出金が4億5,100万円、市税が3億4,800万円の減少となっております。

歳出につきましては、義務的経費である人件費が職員数の減少などで1,800万円、過去の建設事業等に係る地方債の元金償還終了に伴う公債費が1億4,300万円の減少となっております。普通建設事業費は各種経済対策交付金を財源とする事業や地域情報通信基盤整備事業などの終了に伴い、12億7,500万円減少いたしました。なお、平成23年度末の地方債残高は臨時財政対策債や自然公園整備事業債、小方20号線道路整備事業債などの普通建設事業の実施のために発行した地方債などにより、194億3,200万円となり、1億1,100万円増加しております。実質収支額は3,200万円の黒字となりましたが、単年度収支は14万円の赤字、財政調整基金積立金300万円を加えて財政調整基金取崩額5,000万円を減じた実質単年度収支は4,700万円の赤字となっております。

経常収支比率の分母となる歳入において、市税総額の減少に伴い経常一般財源が減少したことなどによるもので、95.4%と前年度より4.7ポイント増加しました。なお、起債制限比率は14.9%と前年同率となりました。

これらの指数は、県内の他都市と比較して特別に悪いものではありませんが、今後、社会保障費の増加や老朽化した公共施設の更新などに伴う歳出増加は避けられない見込みであり、厳しい状況が続くことには変わりはありません。復興関連の需要等から、大手企業を中心とした景気は緩やかに持ち直しつつありますが、欧州債務問題に伴う国際金融資本市場の状況などによる経済の不確実性は引き続き大きいものと考えられます。また、国及び地方公共団体の財政状況が好転する要素は乏しく、今後、財政運営はますます厳しくなることが予想されます。

今後も、行財政改革への取り組みを強化することで、健全な行財政運営の推進などの行政・社会の仕組みづくりを行い、全ての施策の推進力として大竹を愛する人づくりに重点を置くことで、将来にわたりまちづくりに取り組むことのできる財政運営を目指してまいります。議員の皆様方におかれましては、8件の各会計決算につきまして、十分に御審議を賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（西川健三） この際、監査委員から、決算審査の報告を求めます。

黒田監査委員。

〔監査委員 黒田孝士 登壇〕

○監査委員（黒田孝士） 監査委員の黒田でございます。平成23年度一般会計及び各特別会

計の決算審査の結果について御報告申し上げます。

平成23年度の決算審査につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、市長から審査に付されましたものでございます。

審査は、平成24年8月2日から9月5日の期間で行い、決算書及び附属書類が、関係法令に適合して調製されているかを確認するとともに、それらの計数を会計管理者保管の諸帳簿及び関係書類と照合する等により、事務事業が最少の経費で最大の効果を上げる取り組みがなされているかどうかを中心に、慎重に審査をいたしました。

その結果、審査に付された決算書及び附属書類は、関係法令に準拠して調製されており、かつ計数は正確であると認めました。審査の内容の詳細な結果につきましては、市長に提出いたしておりますお手元の決算審査意見書をごらんになっていただきたいと思います。

さて、平成23年度は、第五次総合計画が策定され、基本計画に基づき行政運営が展開される最初の年となりました。基本構想に掲げるまちづくりのテーマ「住みたい、住んでよかったと感じるまち」の4つの基本目標である生活基盤が整ったまち、安全なまち、安心できるまち、心にゆとりを感じるまちに向けた施策を中心に予算編成がなされ、その執行に努められました。

その結果、当年度の決算額は、一般会計では歳入総額131億7,344万円、歳出総額131億3,794万円で、差し引き3,550万円の黒字となっております。翌年度への繰越財源2,830万円を差し引きますと、実質収支額は719万円の黒字決算でございます。

一方、国民健康保険特別会計等7特別会計を合わせた決算額は歳入総額74億655万円、歳出総額78億7,628万円、差し引き4億6,972万円の赤字となっており、翌年度への繰越財源などございませんので、実質収支額は、形式収支額と同じく4億6,972万円の赤字決算となっております。

当年度の財政状況を分析してみますと、財政力指数は0.88で、前年度と比較して0.04ポイント下回っており、経常収支比率は95.4%で前年度と比較して4.7ポイント上回っております。公債費比率は17.3%で前年度を1.2ポイント下回っております。平成18年度から導入されました実質公債費比率につきましては16.1%となっており、前年度と比較して0.1ポイント上回っております。

次に、当年度の決算の状況でございますが、まず歳出で、普通会計の歳出総計は129億9,830万円で前年度と比較して12億7,114万円、率にいたしまして8.9%減少しております。これを消費的経費、投資的経費並びにその他の経費で分けてみますと、消費的経費では前年度と比較して人件費が1,833万円、率にいたしまして0.7%減少しておりますが、補助費等1億2,026万円、率にいたしまして11.5%、扶助費8,902万円、率にいたしまして5.1%それぞれ増加しております、全体では1億7,927万円で、率にいたしまして2.5%増加しております。次に、投資的経費では、前年度と比較しますと大竹小学校改築事業費、情報基盤施設整備工事費が事業完了し、本年度はこれがありませんでしたので、普通建設事業が12億7,525万円、率にいたしまして39.3%減少いたしております。全体でも12億7,239万円、率にいたしまして39%減少をしております。

続いて、その他の経費では、前年度と比較しまして繰出金と投資及び出資金・貸付金で

2,292万円、率にいたしまして1.4%増加しておりますが、公債費1億4,329万円、率にいたしまして7%、積立金5,765万円、率にいたしまして24.3%減少しております、全体では1億7,802万円、率にいたしまして4.5%減少しております。

一方、歳入では、自主財源の根幹となる市税の収納状況について、当年度の収納率は前年度を0.1ポイント下回って96.7%となっておりますが、平成17年度より引き続き広島県の市の中では1位となっております。また、今年度は、住宅使用料の収納率が71.8%と前年度と比較すると5.9%上回り、駐車場使用料についても78.7%で、前年度と比較すると3.6%上回っております。

収入未済額につきましては、経済情勢の悪化する中で、一般会計における市税は、前年度と比較いたしまして調定に対する割合は0.2ポイント増加しております、3.1%となっております。また、額は小さいのですが、一部不正受給等に見られます生活保護費等返還金の収入未済額が増加しております。

国民健康保険特別会計における国民健康保険料につきましては、前年度と比較しまして調定に対する割合は1ポイント減少いたしまして12.7%となっております。介護保険特別会計における介護保険料につきましては、前年度と比較して調定に対する割合は0.1ポイント増加しております、2%となっております。

最後に、この後に報告があります本市の健全化判断比率及び資金不足比率について申し上げますと、いずれも国の示す基準では健全段階の範囲となっております。その中の将来負担比率について申し上げますと、本年度は245%と前年度と比べ9.5ポイント悪化しております。これは、市税の減収等で標準財政規模が縮小したことと、大願寺地区造成地の売却に伴う繰入額の増加により、将来負担額が増加したことによるものでございます。

以上が、決算審査の報告でございますが、今後の行政運営に当たっては、依然として厳しい財政状況が続くと思われまます。円高、株安等で先行き不透明感が強まっている中で、自主財源の確保にも一段と厳しさが増すことが予想されますが、中・長期的視野で財源の重点的、効率的な配分や事務事業の見直し等により、経費の節減を図り、一層健全な財政運営に努められるとともに、住民福祉の増進に対応できる財政基盤を築かれ、「住みたい、住んでよかったと感じるまち」となるよう引き続き取り組んでいただきますよう要望いたしまして、一般会計及び各特別会計の決算審査報告といたします。

○議長（西川健三） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件につきましては、委員8名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本8件につきましては、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査と決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において2番、大井 渉議員、5番、乃美晴一議員、6番、児玉朋也議員、8番、山崎年一議員、10番、日域 究議員、11番、上野克己議員、14番、二階堂 博議員、16番、山本孝三議員の8名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第26 報告第12号 平成23年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（西川健三） 日程第26、報告第12号平成23年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案者から、説明を求めます。

総務企画部長。

〔総務企画部長 太田勲男 登壇〕

○総務企画部長（太田勲男） 報告第12号平成23年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

自治体の特別会計や第三セクターを含めた連結で財政状況を把握し、早期に健全化を促すことを目的に、平成19年6月に制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成23年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

それでは、議案集その2にあります平成23年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページをごらんください。平成23年度決算における大竹市の健全化判断比率を記載しております。実質赤字比率につきましては、赤字額がないため記載すべき数値はありません。連結実質赤字比率につきましても、赤字額がないため記載すべき数値はございません。実質公債費比率は16.1%となっており、平成22年度決算と比較して0.1ポイントの増加となっております。元利償還金の減少などが主な要因となり単年度では減少していますが、3カ年平均では0.1ポイントの増加になりました。将来負担比率は245%となっており、平成22年度決算と比較して9.5ポイントの増加となっております。主な要因といたしましては、大願寺地区造成地の一部を民間企業に売却したことに伴う繰入見込額の増加などでございます。いずれも、早期健全化基準以下となっております。

2ページから5ページに、4つの健全化判断比率の計算根拠を記載しております。

次に、6ページをごらんください。平成23年度決算における公営企業ごとの資金不足比率を記載しております。水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、漁業集落排水特別会計及び土地造成特別会計の全ての会計において、資金不足がないため記載すべき数値はございません。

7ページから9ページに、資金不足比率の計算根拠を記載しております。

なお、監査委員の審査意見書を添付しておりますので、よろしくお願いたします。

以上、簡単ではございますが、報告第12号平成23年度決算における健全化判断比率及び

資金不足比率の報告についての説明を終わります。

○議長（西川健三） 本件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第27 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（西川健三） 日程第27、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。両常任委員長から、委員会の所管事務について、先進地の事例を調査研究するため、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知いたします。

本日、本会議終了後、直ちに第一委員会室において正副委員長互選などのため、決算特別委員会を開催いたします。また、その終了後、安心安全対策特別委員会を開催する旨、委員長から通知を受けております。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。このたびの定例会では、議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を、終始、熱心に慎重に御審議いただきまして、まことにありがとうございました。いずれの案件につきましても、原案のとおり議決を賜りました。心より厚く御礼を申し上げます。

朝夕と幾分涼しくなってはまいりましたが、まだ暑い日が続いております。議員の皆様におかれましては、御健康に留意されまして、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川健三） これにて、本日の会議を閉じ、第3回大竹市議会定例会を閉会します。

+

11時55分 閉会

+

+

+

(24. 9. 14)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年9月14日

大竹市議会議長 西 川 健 三

大竹市議会議員 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 北 林 隆

+